

令和5年改正景品表示法の要点
前半(確約手続きについて)

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-50福岡大名ガーデンシティ11F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>WEBサイトにて
最新情報をお届けしております

令和5(2023)年5月に不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という)の改正法が成立し、2024年10月1日に施行されます。

7つの改正点の項目

令和5年改正の改正点は以下の7つです。

- 1 確約手続きの導入
- 2 課徴金制度における返金方法の弾力化
- 3 課徴金額の推計規定の新設
- 4 再違反事業者に対する課徴金の割増し規定の新設
- 5 不当表示に対する直接の刑事罰の新設
- 6 国際的な法執行に関する規定の整備
- 7 適格消費者団体による開示要請規定の導入



このうち、事業者の皆様が関心を持つと思われる1から5について、本紙と次回紙で制度の概要を解説いたします。

I 確約手続きの導入について

1 確約手続きの内容と流れ

確約手続きとは、不当表示または景品規制違反の疑いのある事業者から、

- ①違反被疑行為やその影響を是正するための是正措置計画を提出させ、
- ②その計画が是正措置として十分であり確実に実施されると見込まれると消費者庁が認定した場合、違反被疑行為に対する措置命令や課徴金納付命令を行わないこととする制度のことです。

確約手続きは、消費者庁が違反被疑行為について、確約手続きの対象とすることが適当と判断した場合に、違反被疑行為の概要等を記載した書面を事業者に通知(確約手続き通知)することにより開始することとなっています(改正景表法26条、30条)。

通知を受けた事業者は、確約手続き通知を受けた日から60日以内に、是正措置の認定を申請する必要があります(改正景表法27条1項、31条1項)。

ただし、消費者庁が公表した確約手続き運用基準の記載では、「確約手続きをより迅速に進める観点から、消費者庁が確約手続き通知を行う前であっても、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続きの対象となるかどうかを確認したり、確約手続きに付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続きに関して消費者庁に相談することができる」とされております。

そのため、実際には、確約手続き通知を受ける前段階で、消費者庁と事業者とで協議を行った上で、是正措置計画の策定を開始するという運用が想定されています。

このような中で事業者から提出された是正措置計画が、違反被疑行為やその影響を是正するために十分かつ確実なものであると消費者庁が認定すれば、措置命令や課徴金納付命令が行われないこととなります(改正景表法28条本文、32条本文)。

もちろん、認定された是正措置計画に従って是正措置が実施されないときや虚偽または不正の事実に基づいて認定を受けたことが判明したときは、認定が取り消されて調査が再開され、措置命令や課徴金納付命令が行われます(改正景表法29条1項、28条ただし書、33条1項、32条ただし書)ので誠実な対応が必要であることは言うまでもありません。

弁護士法人如水法律事務所
アソシエイト弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

2 確約手続の対象

消費者庁が、確約手続の対象とするか否かの判断にあたっては、「確約手続により問題を解決することが一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があるか否かを判断する」とされています。

具体的には、「違反被疑行為がなされるに至った経緯、違反被疑行為の規模及び態様、一般消費者に与える影響の程度並びに確約計画において見込まれる内容その他当該事案における一切の事情を考慮し、違反被疑行為等を迅速に是正する必要性、あるいは、違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性などの観点から判断する」とされています。

このような記載からも、**確約手続通知以前に消費者庁と事業者との協議が行われることが前提**になっていることが窺えます。

確約手続の対象外となる場合として、以下の2つが確約手続運用基準において挙げられています。

- ① 10年以内に景表法に基づく法的措置を受けたことがある場合
- ② 違反被疑行為とされた表示について根拠がないことを当初から認識しているにもかかわらず、あえて当該表示を行っているなど、悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合

3 是正措置の内容

確約手続運用基準では、**典型的な是正措置**として、以下の7つが挙げられています。

- ① 違反被疑行為を取りやめること
- ② 一般消費者への周知徹底
- ③ 違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置
- ④ 履行状況の報告
- ⑤ 一般消費者への被害回復
- ⑥ (アフィリエイターなど違反被疑行為の原因となった取引先との) 契約変更
- ⑦ (有利誤認表示に合わせた) 取引条件の変更

このうち①と②は「**措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである**」とされており、③と④は、「**措置内容の確実性を満たすために必要な措置の一つである**」とされているため、**是正措置計画に必ず盛り込まなければならない事項**です。

⑤一般消費者への被害回復とは、商品または役務の代金の全部または一部を消費者に返金することを意味し、これについては、「**措置内容の十分性を満たすために有益であり、重要な事情として考慮することとする**」とされ、必ずしも是正措置計画に盛り込まなくてもよいことになっていますが、十分性を判断するうえで重要な要素と位置づけられています。この記載からすると、**特段の事情のない限り、返金措置を盛り込まない是正措置は不十分と判断される可能性が高い**のではないかとされています。

なお、特段の事情としては、法律上、課徴金の納付を命じることができない場合(景表法8条1項ただし書)が想定されており、具体的には、以下の2つの場合です。

- (ア) 事業者が不当表示に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠ったものでないとき、
(イ) 課徴金の額が150万円未満であるとき(売上が5000万円未満であるとき)

⑥と⑦は、「**措置内容の十分性を満たすために有益である**」とされており、**重要度としては返金措置よりも一段下に位置づけられているが、それらの対応が実施可能であるにもかかわらず、是正措置計画に盛り込まない場合には、十分性が認められないおそれが高いと考えられています。**

4 制度の利用について

確約手続が認定された場合、認定確約計画の概要、認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項が**公表されること**になります。

その際、景表法の規定に違反することを認定したものではない旨は付記されますが、**一般消費者からは違反被疑行為を自認したと受け取られる可能性**もあり、その内容が措置命令と同じように報道されてしまうと、措置命令を受けた場合と同様、企業のレビューに大きな影響を与えるおそれがあります。

また、是正措置計画に返金措置が必要となると、経済的な面でも確約手続を利用するインセンティブが低くなるという懸念もあります。

第13回ミニ法務セミナーのご案内

テーマ：裁判例から学ぶ労務管理セミナー⑤
日時 2024年10月16日（水）15時～15時30分
URL <https://vivit.video/s/142/fXH0QQqqqqqqo>



次回は、裁判例をもとに学ぶ労務管理セミナーの5回目を行います。対象は以下の裁判例です。

- ・シフトの希望を出さずに欠勤したアルバイト社員への退職処分が無効となった事案
- ・内定通知書の記載に基づいて月給を請求した事案
- ・鉄道会社従業員の年休取得請求並対し時季変更権を使用した事案

☆第14回ミニ法務セミナーのご案内

テーマ：身近な著作権法セミナー
日時 2024年11月20日（水）15時～15時30分